

2015年（平成27年）2月10日

消費者委員会との意見交換会発言要旨

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会
委員長 野々山 宏

※ 述べる意見は、日弁連の意見を踏まえているが個人的見解である。

1 消費者行政のこの5年間

全体・・・国民生活センターの組織の在り方の検討問題を典型とする、発足当初の混乱から、法改正、執行、注意喚起などの実績が次第に成果を上げてきた過程。3つの機関が連携して成果があげられた分野も出ている。ただし、課題は多い。特に、消費者庁等設置法附則のうち、第5項の適格消費者団体への支援策は全く手つかずとなっている。他の附則への取組と比べてその遅れが際立っている。

消費者庁・・・法律の改制定などの成果はあるが、他省庁への横断的課題への影響力が十分に発揮できていない。執行もさらに強化される必要がある。期待された司令塔機能が果たされていないことが課題。

消費者委員会・・・省庁と並列ではない立場で調整にとらわれず多くの意見、建議を出して、消費者庁への提言や省庁を越えた横断的課題への消費者庁以外の提言によって、具体的成果も上げている。一方で、意見を述べただけで終わっていることも多い。実現に向けたフォローアップが必要。独立した立場で省庁を越えた意見を効果的に実施していくことの維持・強化が課題。

国民生活センター・・・組織の在り方の検討を経て、地方支援、注意喚起など実践業務を行っているが、日々進化している消費者問題に対応した業務の充実や国際化、消費者教育など新しい分野への取組が課題。

地方消費者行政・・・地方消費行政活性化交付金の活用や担当職員の努力によって一定程度進んできたが、各自治体に根付いた持続的な活動となっているかが課題。持続的な活動の定着にはなお継続的な国の支援が必要。また、高齢化、情報化、国際化に対応できる取組が必要。

2 全体的問題意識

(1) 安全分野が十分に期待された働きをしているとは言いがたい。安全情報収集の在り方、消費者庁以外の省庁の管轄分野への消費者庁の影響力が小さいこと（美容医療など）、消費者安全調査委員会が期待された活動と機能を実現できていないことなど。

(2) 取引分野は法改正や相談件数の漸減傾向など一定の効果があったが、総務省も勧告しているように、地方を含めて法執行、指導監督機能の強化や連携、P I O - N E Tのハードと活用法などのソフトの改善、消費者庁以外の省庁の管轄分野における司令塔としての影響力が不十分。

高齢者の被害者の増加、新しい情報機器に関する相談の増加、越境取引トラブルの増加への対応が喫緊の課題。

(3) 消費者教育推進法に基づく啓発・消費者教育は、地方、特に教育委員会が動き出さないと機能しない。文科省、教育委員会との連携が必要。

消費者教育の担い手の確保、国民生活センター相模原施設などのフル活用が必要。

(4) 消費者行政は国も地方も職員体制が脆弱。職員の増加や予算の確保が必要。

(5) 事案の高度化に対応する消費者行政担当者の専門性の確保と消費者行政プロパー職員の育成。

(6) 消費者庁等設置法附則のうち、第5項の適格消費者団体への支援策は全く手つかずとなっている。他の附則への取組と比べてその遅れが際立っている。

(7) 消費者行政3機関が独立性を確保しながら、それぞれの機能・役割を踏まえた連携の確保が重要（国民生活センター、消費者委員会の組織の在り方に関する議論から）。独立した3機関の機能と組織の強化と「緊張感ある」連携がなければ、消費者行政全体で省庁横断的な課題を実現する司令塔機能を発揮していくという、現在の消費者行政の最大の課題を実現することはできない。

3 「消費者基本計画」素案、工程表素案に対する意見のうち重要と考える事項

(1) 総論（第1章から第3章）

- ・ 「行政のパラダイム転換」が5年間で実現したかの検証を具体的に書き込むべきである。その上で、消費者庁、消費者委員会だけでなく、全ての省庁がこれを実現していくことを明確に宣言すべきである。
- ・ この5年間の消費者基本計画の果たした役割を検証し、改めてその意義を検討し、その存廃を含めて再検討すべきである。
- ・ 消費者政策の推進が公正な経済の発展にとって不可欠で、「車の両輪」よ

り積極的な評価をすべきである。消費者政策が経済発展の障害となるとの意見に明確に反論しておくべきである。

- ・ 高齢化，独居化の進行において，それにつけ込む悪質商法が増加している現状とこれへの対応が急務である。特に原因の一つに不招請勧誘があり，これへの適切な対応が重要であること指摘すべきである。
- ・ 高度情報通信社会の進展への対応において，「的確な対応」，「消費者政策の実施に活用する」だけでなく，より積極的に，電子商取引の公正な取引環境の構築と被害の防止と救済が必要であることを記載すべきである。
- ・ この5年間で消費者庁の司令塔，エンジン役が十分でなかったことを指摘した上で，この役割をより積極的に示す必要がある。

(2) 消費者の安全の確保・・・「安全」に関する課題（第4章 1）

- ・ P I O－N E Tに，取引被害に比べ安全被害が入ってこないなど，「安全」に関する情報収集機能が十分に果たされていないことを指摘し，安全被害が寄せられる医療機関，教育機関等からの被害情報収集の拡充の必要性を明記すべきである。また，収集された情報を公開することを目指すべきである。
- ・ 消費者庁と，国民生活センター，警察・保健所・学校などを所管する省庁との連携が重要なことを指摘すべきである。
- ・ リコール制度は，その周知や中小企業の実施に課題があることを指摘し，さらなる充実と周知策の必要や，ヒヤリハット情報の積極的活用などの具体的な対策を示すべきである。
- ・ 消費者安全調査委員会が期待された機能を果たしていないことが課題であり，一層の充実，強化を強調していく必要がある。
- ・ 食品安全の諸問題はいつでも起こりえ，ひとたび発生すると重大な結果になることを指摘して，監視体制，被害対応体制を緊張感を持って構築することの指摘が重要である。

(3) 表示の充実と信頼の確保（第4章 2）

- ・ 表示は，消費者の合理的な選択の基礎となるだけでなく，積極的な消費行動にとって正しい情報が重要であり，「消費者市民社会」実現の基礎の一つであることの指摘が必要である。
- ・ 国と地方自治体の連携による執行は総務省から指摘された消費者取引の課題であり，地方自治体との連携を強化することなど，景品表示法違反の表示に対する厳正な具体的方策を記載すべきである。

- ・ 美容医療に関しては、広告、インターネット表示については景品表示法の適用だけでなく医療法の広告規制の適用をするべきである。
- ・ 新食品表示法による食品表示基準の策定は基本理念に基づいて行うことを明記すべきである。
- ・ 健康食品の機能性表示は緩和すべきではない。
- ・ トラブルが多い健康食品の広告については、その適正化が重要な課題であることを明記すべきである。

(4) 適正な取引の実現（第4章 3）

- ・ 高齢者を中心とする取引被害増加への対応が急務であることを特に指摘して
 - ① 地域ネットワーク作り
 - ② 詐欺的商法の摘発強化
 - ③ 第三者名義携帯電話、バーチャルオフィス、実態のない法人登記など悪質商法のツール規制
 - ④ 被害の原因となっている不招請勧誘への対応・・・オプトインないし don't・callシステム、don't・knockシステムの導入などの施策の検討を明記すべきである。
- ・ 被害が深刻な商品先物取引などのリスク商品への被害予防施策の指摘が必要である。不招請勧誘の緩和を阻止し、消費者先物取引に関する省令は廃止すべきである。
- ・ エステ・美容医療サービスにおいて、トラブルの原因であるホームページを広告の規制対象とし、即日施術の回避の徹底を指摘すべきである。

(5) 重要な消費者関連法の改正（特に章立ては無い）

- ・ 重要な論点について記載すべきである。
- ・ 消費者契約法・・・消費者が使える法に。制定時に積み残した論点や民法改正で漏れた消費者関連条項の導入。
- ・ 特定商取引法・・・実際の被害事例に対応した改正が必要。指定権利制の廃止、除外事例の縮小、後出しマルチへの対応など。
- ・ 割賦販売法・・・マンスリークリアカードへの抗弁接続、決済代行業者などの調査義務など。
- ・ 電気通信事業法の改正・・・電気通信取引分野のクーリングオフの強化などの適正化。

(6) 住宅に関する課題（特に章立ては無い）

- ・ 東日本大震災，広島土砂災害を踏まえ，項目を挙げて検討すべきである。
- ・ 特に，新たに宅地（地盤）の安全性の問題が重要となっていることを明記すべきである。
- ・ 住宅に関する統一的な法律の制定の検討を開始すべきである。

(7) インターネット取引などの情報機器による被害への対応（特に章立ては無い）

- ・ 決済代行業者の加盟店調査義務・・・割賦販売法の課題でもある。
- ・ 国境を越えた取引への取組の具体的な方向性を記載すべきである。
- ・ パーソナルデータの利活用に関する，消費者の権利，利益の観点からのルール作りの論点について記載すべきである。

(8) 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成（第4章 4）

- ・ 消費者教育の推進には国では消費者庁，文科省，厚労省，総務省など，地方では消費者関連部局と教育委員会との横断的連携の強化が必要であり，現在これが十分でなく強化が必要であることを明記すべきである。
- ・ 多様な立場の講師の養成の必要性を指摘すべきである。国民生活センターの相模原施設の重要性とその研修における消費者庁，文科省，厚労省，総務省などの関係省庁の協力連携が必要であることを明記すべきである。
- ・ 消費者市民社会を継続的に支える消費者団体の支援が，決定的に遅れている。消費者庁等設置法附則第5項の適格消費者団体への支援策は全く手つかずとなっている。他の附則への取組と比べてその遅れが際立っている。抽象的な記載ではなく，基盤確立のための具体策を明記すべきである。特に，海外では行われている資金援助についてその検討を明記すべきである。

(9) 消費者の被害救済，利益保護の枠組みの整備（第4章 5）

- ・ 行政機関を主体とする違法収益剥奪制度の創設が今回の消費者基本計画素案では抜け落ちている。その検討について明記すべきである。
- ・ 被害救済の最前線は地方自治体の消費生活相談の窓口であり，その指摘と強化をまず明記すべきである。
- ・ 適格消費者団体への支援策の具体化が急がれることを明記し，実現していく必要がある。

(10) 国や地方の消費者行政の体制整備（第4章 6）

- ・ 創設5年を経た消費者行政に関する検証と評価を行うべきである。それなくして新たな方向性は生まれてこない。特に、「行政のパラダイム転換」が実現したかの検証が必要である。
- ・ 消費者行政3機関のそれぞれの役割と連携、充実が重要である。その視点からの、それぞれの機関の課題と連携に関する評価が必要である。
- ・ 活性化基金などによる地方消費者行政の充実について検証した上で、継続した支援が必要かつ重要であることを明記すべきである。

4 本年に入ってから喫緊の重要課題

- (1) 商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和
- (2) いわゆる「カジノ解禁推進法案」
- (3) 消費者契約法改正
- (4) 特定商取引法改正
- (5) 割賦販売法改正
- (6) 機能性表示など食品表示に関する諸問題

以上